

三 神手遺跡

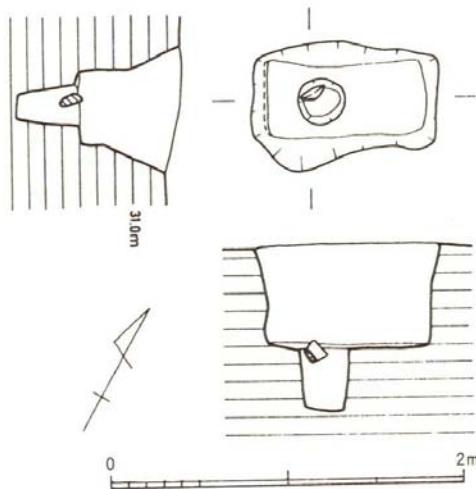
神手遺跡は、祓川によって開析された洪積台地の段丘上にある。当遺跡の西側には、標高差約一〇メートルの崖下に祓川が南に流れている。所在地の住所は大字徳永字神手である。

遺跡は、一般国道一〇号椎田バイパス建設に伴い、発掘調査が実施された。遺跡の主要部分は弥生時代の集落と墓地であるが、縄文時代に属する可能性がある遺構・遺物が発見されている。また、北側には徳永川の上遺跡が隣接している。

遺跡の内容

縄文時代に属する可能性がある遺構としては、落とし穴状遺構がある。調査

区内で計五基が検出されたが、すべて土器の出土がなく、明確な時期の決定はできない。構造は、すべて床面に柱穴が存在する点で共通している。ただし、床面の平面形態は、長方形・円形・不整橢円形などがある。4号落とし穴状遺構（第13図）は調査区の南側に位置し、床面は長方形をなす。遺構の規模は、検出面で長さ一・〇五メートル、幅〇・六五メートル、深さは〇・五九メートルである。床面は平坦で、中央よりやや西側に径二七センチメートル、



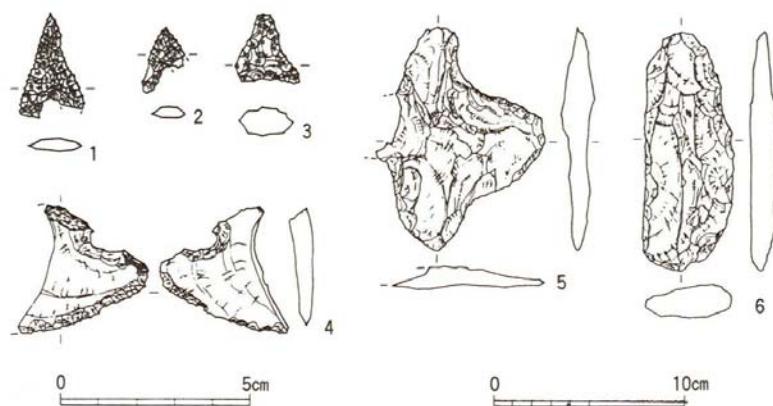
第13図 神手遺跡 4号落とし穴状遺構

深さ二五メートルの柱穴があり、柱穴の底には小石が敷かれていた。内部からは石鎌（第14図1・2）が出土している。

また、縄文時代に属すると考えられる遺物では、石匙・扁平打製石器・十字形石器などの石器が出土している（第14図）。4は石匙で、石材はサヌカイトである。5はサヌカイト製の十字形石器である。6は結晶片岩製の扁平打製石器である。

遺跡の性格

当遺跡からは縄文時代の土器の出土がないが、扁平打製石器や十字形石器などの出土遺物からみて、後期の遺跡と考えられる。また、遺跡の性格については、土器が出土しておらず、石鎌の出土が多いこと、落とし穴状遺構が検出されていることなどから、集落跡ではなく、動物の狩猟を行う場所であつたと推定される。なお、石器の素材については、佐賀県腰岳産以外に大分県姫島産の黒曜石が石鎌に使用されており、当時の北部九州における広域での交流がうかがえる。



第14図 神手遺跡出土石器実測図